

神戸柔道協会会則

起 平成元年4月1日
改正 平成13年4月1日
改正 平成15年4月1日

第1章 名称

第1条 本会は神戸柔道協会という。

第2章 組織

第2条 本会は神戸市に在住又は在職の柔道愛好者をもって組織する。

第3章 目的

第3条 本会は兵庫県柔道連盟並びに関係諸団体と常に密接な連絡協調を保ち、柔道の普及発展をはかり、そのうえ会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 柔道の普及発展に必要な講習及び錬成ならびに調査研究に関する事。
2. 昇段に関する事。
3. 登録に関する事。
4. 各種大会の開催に関する事。
5. 会員相互の親睦に関する事。
6. その他目的達成に必要な事。

第5章 事業

第5条 本会の会員は所定の会費を納入し、入会手続きをした者とする。

第5条の2 本会の会員が5年間にわたり会費を納入しない時は、会員の資格を失うものとする。

2 会長は、会員が前項の規定に該当することとなった時は、当該会員にその旨を通知すると共に、未納会費の納入を促すものとする。

3 前項の通知を受けた会員から未納会費を収受する場合は、未納の期間にかかわらず遡及する金額は5年分とする。

第6条 本会の会員は、次の場合に限り、常任理事会の決議によりその資格を失う。

本会の決議に違反し、または会員としての名誉を傷つけたとき。

第6章 役員

- 第7条 本会には次の役員をおく。
- | | |
|----------|------|
| 1. 名誉会長 | 若干名 |
| 2. 会長 | 1名 |
| 3. 副会長 | 2～3名 |
| 4. 名誉顧問 | 若干名 |
| 5. 顧問 | 若干名 |
| 6. 参与 | 若干名 |
| 7. 理事長 | 1名 |
| 8. 副理事長 | 若干名 |
| 9. 庶務 | 2名 |
| 10. 会計 | 1名 |
| 11. 常任理事 | 若干名 |
| 12. 監事 | 2名 |
- 第8条 会長、副会長、理事長、副理事長及び監事は総会において選出する。
- 第9条 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は会長が総会にはかって承認を得る。
- 第10条 常任理事は各区より1名を選出し、総会において承認を得る。
又、顧問、参与より若干名会長が指名する。
- 第11条 庶務、会計は理事長が指名するものとする。
- 第12条 理事は原則として4段以上(女子は3段以上)で総会において承認した者とする。
- 第13条 会長は会務を統裁し、本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
理事長は会長の指示に従って本会の運営にあたる。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
監事は会務並びに会計を監査する。
常任理事は総会の決議事項の執行にあたる。
庶務、会計は、理事長の指示に従って、庶務ならびに会計事務を行う。
- 第14条 役員の内任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第15条 役員はすべて無報酬とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

第7章 会議

- 第16条 本会の会議は総会、常任理事会とする。
- 第17条 総会は役員ならびに理事をもって構成し、次の事項を議決する。
1. 予算及び決算に関すること。

2. 事業計画及び事業報告に関すること。
3. 役員選出に関すること。
4. 会則の制定改廃に関すること。
5. その他重要事項の審議に関すること。

第 18 条 常任理事会は常任理事以上の役員をもって構成し総会の代行機関として緊急重要事項の審議を行う。

第 19 条 総会は年1回3月に開催する。ただし必要に応じて会長は臨時総会を招集することができる。また会員の4分の1以上から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

第 20 条 常任理事会は会長が必要に応じてこれを招集する。

第 21 条 総会はその構成員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席することができない者があらかじめ書面で他の者に委任して表決に参加することができる。

議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長が裁決する。

常任理事会の議決も総会の例にならうものとする。

第8章

第 22 条 本会の事務所は神戸市内に置く。

第9章

第 23 条 本会の経費は次のものをもってこれにあてる。

1. 会費
2. 登録料
3. 受験料
4. 入会金
5. 審議料(推薦料)
6. 寄付金
7. その他

第 24 条 前条の金額は総会で決める。

第 25 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

神戸柔道協会表彰規定

起 平成元年4月1日 改正 平成9年4月1日

第1条 目的

柔道普及発展に関し、功績顕著なものを永く顕彰するため本規定により功労賞を贈与することができる。

第2条 功労受賞者の資格

1. 柔道振興に著しく功績のあった者
2. 多年柔道指導に精励し著しく功績のあった者

第3条 選考規定

受賞者の選考、決定は表彰審査委員会において行う。

第4条 表彰審査委員会

審査委員会は、会長委嘱の委員若干名をもって組織する。委員長は、本会会長とする。

神戸柔道協会慶弔規定

起 平成元年4月1日 改正 平成9年4月1日

第1条 柔道協会役員に対する慶弔費は、次の表によって支払うこととする。

第2条 結婚(本人) 10,000 円
葬祭(本人) 10,000 円 (家族一親等、配偶者) 5,000 円
見舞、病氣、災害について、その状況に応じて金額を決定する。